栃 木 地 方 最 低 賃 金 審 議 会

議 事 録
議事要旨

（　整理番号　０３０９　）

第３回　栃木地方最低賃金審議会　　令和３年８月５日　公　開

開　催　日　時	令和３年８月５日（木）		１６時１５分～１６時５５分
開　催　場　所	宇都宮市明保野町１－４　宇都宮第２地方合同庁舎５階大会議室		
開　催　状　況	公益を代表する委員	出席　４　人	定数　５　人
	労働者を代表する委員	出席　５　人	定数　５　人
	使用者を代表する委員	出席　５　人	定数　５　人
主　要　議　題	１　栃木県最低賃金の改正決定について ２　栃木県特定最低賃金の改正決定の必要性について（諮問） ３　その他		

議事録・議事要旨	議　　事　　録

事務局	ただ今から、令和３年度第３回栃木地方最低賃金審議会を開催いたします。 ―　定数の確認　― 公益代表委員の戸田委員が欠席。 委員 15 名中 14 名の出席があり、最低賃金審議会令第５条第２項により３分の２以上の定足数を満たし、本会議が成立していることを報告。 ―　傍聴者の報告　― 本日の審議会は、栃木地方最低賃金審議会運営規程に基づき公開とされ、公告の結果９名の傍聴申込みがあり、抽選の結果８名となり８名が傍聴することを報告。 また、報道機関２社が取材されていることを報告。 それでは、今後の議事の進行につきまして、会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

太田会長	それではここから、私の方で議事を進めます。 傍聴者の方は、「審議会傍聴に当たっての遵守事項」を遵守するようにお願いします。 なお、審議会の秩序を乱し、審議会の進行を妨げるものと認められる場合は退去していただくこともありますので、よろしくお願いします。 それでは最初に、議題（１）の「栃木県最低賃金の改正決定について」です。 本年度の栃木県最低賃金の改正審議につきましては、７月５日に開催されました第１回審議会において、栃木労働局長より栃木県最低賃金の改正決定についての諮問を受け、専門部会に調査審議を付託したところです。 その後、専門部会において３回にわたって審議を行い、先ほど開催された専門部会において、改正決定の議決が行われたところであり、専門部会運営規程第９条に基づき報告があります。 事務局は、専門部会報告書（写）を全ての委員に配付してください。
事務局	―　専門部会報告書（写）を配付　―
太田会長	事務局は、確認のため朗読してください。
事務局	―　専門部会報告書（写）を朗読　―
太田会長	ただ今の専門部会報告書について、何か御質問などはございますか。
事務局	専門部会報告書（写）のまた書きのところ、令和元年10月１日発効の栃木県最低賃金（時間額854円）ありますところ、時間額853円に訂正をお願いいたします。
太田会長	別紙２には853円とありますが、本文のところが854円になっているので訂正ということですね。
事務局	よろしくお願いいたします。
太田会長	それでは、訂正をお願いします。 そのほか、何かございますか。
各代表委員	―　意見等なし　―
太田会長	特にないようですので、以上が専門部会の報告となります。 この専門部会報告により、当審議会において、引き続き審議を行うこととなりますので、よろしくお願いいたします。

	なお、当審議会は公開で行われておりますが、審議会運営規程第６条ただし書には「率直な意見の交換若しくは意志決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は会議を非公開とすることができる。」とされ、この改正決定に係る金額審議につきましては、同条を適用して非公開で進めたいと思いますがいかがでしょうか
各代表委員	― 異議なし ―
太田会長	それでは、これ以降の審議を非公開として進めたいと思います。 事務局は、傍聴人の方々を会場外へ御案内してください。 傍聴人の皆様、審議が終了しましたら、再度御案内いたしますので、よろしくお願いいたします。
事務局	― 傍聴人等を会場の外へ案内 ―
太田会長	それでは、これ以降の審議を非公開で審議を続けさせていただきます。
	― 非公開 ―
太田会長	それでは、審議を再開します。 以降の審議については公開としますので、事務局は、傍聴人の方々を審議会場に案内してください。
事務局	― 傍聴人を審議会場に案内 ―
太田会長	それでは答申文を審議します。 事務局は、答申文（案）を委員に配付してください。
事務局	― 答申文（案）を配付 ―
太田会長	事務局は、確認のため朗読してください。
事務局	― 答申文(案)を朗読 ―
太田会長	この答申文（案）について、御意見などございますか。
各代表委員	― 意見・質問等なし ―
太田会長	それでは、答申文について、原案のとおり決定いたします。 なお、手元の答申文の（案）を削除して、本日、５日の日付を記入してください。 事務局は、答申文を作成してください。また、傍聴者用の（写）も

	準備してください。
事務局	―　答申文を作成、答申文（写）を配付　―
太田会長	ただ今から、栃木県最低賃金の改正決定について、栃木労働局長に答申を行います。 それでは、局長、よろしくお願いします。
会長、局長	―　答申文を手交　―
太田会長	ただ今、栃木労働局長に答申しました。 ここで、局長より御挨拶があります。
局　　長	局長の藤浪でございます。 委員の皆様におかれましては、先月５日に栃木県最低賃金の改正を諮問させていただきました以降、お忙しい中、熱心に御審議をいただきまして、本日、答申を取りまとめていただきましたこと、誠にありがとうございます。 いただきました答申の中で、私ども行政機関に対しまして、今般の最低賃金の引上げに際しての環境整備について、御要望いただいたところでございます。 先月 21 日に国の方で行われました経済財政諮問会議におきまして、議長である総理から、今年度の最低賃金の改正につきまして、新型コロナウイルス感染症の影響が長引き、多くの中小企業が厳しい状況にある中、事業の存続と雇用の維持に向けて、国として丁寧に支援していく必要がある。このため、雇用調整助成金の特例を年末まで維持することや、事業再構築のための補助率の引上げなど、最低賃金の引上げに向けた環境整備を行うとの発言があったところでございます。 ただ今、資料を配付させていただきましたが、事業者の皆様方が最低賃金を引き上げやすい環境を整えていただくための支援策について、広く周知を行うとともに丁寧な説明ときめ細かな対応を行っていきたいと考えているところでございます。 本日、いただいた栃木県最低賃金の改正額については、必要な手続きを行なった上で改正決定してまいります。委員の皆様におかれましては、それぞれのお立場から、改正される最低賃金額と最賃賃金引上げのための支援策を併せて周知等に御協力いただければ誠に幸いと存じます。 最後になりますが、栃木県最低賃金の改正決定のための御審議、そして本日の答申の取りまとめ、誠にありがとうございました。
太田会長	それでは、次に議題（２）の「栃木県特定最低賃金の改正決定の必要性について」です。 既に設定されている塗料製造業をはじめとした６つの産業の最低

	賃金の改正決定の必要性について、局長から諮問が行われます。
局長、会長	― 諮問文を手交 ―
太田会長	ただ今、局長より令和３年度の栃木県特定最低賃金の改正決定の必要性について、諮問を受けました。 事務局は、諮問文の写しを全ての委員に配付してください。
事務局	― 諮問文（写）を配付 ―
太田会長	事務局は、諮問文を朗読してください。
事務局	― 諮問文を朗読 ―
太田会長	事務局は、諮問の経緯等について説明してください。
事務局	― 申出状況及び審査結果等説明 ―
太田会長	ただ今の説明に関し、御質問などはございますか。
各代表委員	― 質問等なし ―
太田会長	特に御質問などがないようであれば、ただ今諮問された栃木県特定最低賃金の改正決定の必要性については、第１回最低賃金審議会において設置した特別小委員会において、集中的に審議することとしております。 その特別小委員会報告を踏まえ、８月 23 日に予定されている第４回最低賃金審議会において、審議することとなりますのでよろしくお願いします。 続いて、議題（３）の「その他」ですが、委員の皆様、何かございますか。
各代表委員	― 意見、質問等なし ―
太田会長	特にないようであれば、事務局から栃木県最低賃金の公示から発効までの手続きと、今後の審議日程について説明してください。
事務局	― 栃木県最低賃金の公示から発効までの手続き及び審議日程について説明 ―
太田会長	ただ今の説明について、御質問などございますか。
各代表委員	― 質問等なし ―

太田会長	特に御質問などがないようですので、最後に、本日の審議会の議事につきましては、審議会運営規程第７条第１項の規定により議事録を作成し、同条第２項の規定により一部非公開とした部分を除き公開といたします。 議事録の内容確認を私のほか、労使それぞれの代表委員のどなたかにお願いしたいのですが、どなたがよろしいでしょうか。
各代表委員	―　労使それぞれの代表委員で協議　―
太田会長	それでは、労働者代表菊嶋委員、使用者代表鈴木委員にお願いいたします。 これをもって、第３回栃木地方最低賃金審議会を閉会といたします。